

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第296号

平成28年3月18日

10年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和4年7月25日生企発第566号改正

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能検査を行う認知機能検査
員講習実施要領の制定について（通達甲）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第1項の規定に基づき認知機能に関する検査を行う認知機能検査員の講習の実施に関し「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能検査を行う認知機能検査員講習実施要領の制定について（例規）」（平成21年12月4日生企発第1368号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令発第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該認知機能検査員の講習の実施に関し別添のとおり「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能検査を行う認知機能検査員講習実施要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能検査を行う認知機能検査員講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第1項に規定する認知機能に関する検査（法第7条の3第3項で準用する場合を含む。以下「認知機能検査」という。）を実施する検査員に必要な技能及び知識を習得させるための講習（以下「認知機能検査員講習」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 受講対象者

認知機能検査員講習の受講対象者は、21歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望する職員とする。

第3 講師

認知機能検査員講習の講師は、講習の都度指名するものとする。

第4 認知機能検査員講習の内容等

- 1 講習項目、講習内容及び講習時間の基準は、別表の認知機能検査員講習カリキュラムのとおりとする。
- 2 講習項目のうち「認知機能検査の実施方法」については、次の基準により行うこと。
 - (1) 講義形式により、認知機能検査の実施に当たっての心構え、認知機能検査の実施要領、認知機能検査の採点及び認知機能検査結果の通知について説明を行う（10分間）。
 - (2) 講師による認知機能検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑対応を行う（20分間）。
 - (3) 受講者が二人一組になって、相互に認知機能検査の模擬実施を行う（5分間）。
 - (4) (3)の模擬実施後の受講者からの質疑対応を行う（10分間）。

第5 修了証の交付

認知機能検査員講習を修了した者には、別記様式の認知機能検査員講習修了証を交付するものとする。

第6 認知機能検査員講習の実施計画

認知機能検査員講習は、年度ごとに実施計画を策定して実施するものとする。

別添（第4関係）

認知機能検査員講習カリキュラム

講習項目	講習内容	時間（分）
高齢者と認知症の実態及び基礎理論	1 認知症の実態及び認知症に関する基礎理論 2 認知症の症状及び対応方法	30
高齢の銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類所持者に対する対策	1 高齢の銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類所持者による事故・違反の現状 2 認知機能検査の導入 3 認知機能検査の結果に基づく所持許可及び所持許可の更新手続 4 認知症のおそれがある者に対する受診等命令の実施について 5 医師の診断結果に基づく所持許可の取消し、不許可又は不更新	30
認知機能検査の実施方法	1 認知機能検査の実施方法 2 認知機能検査結果の採点方法 3 認知機能検査結果の伝達方法 4 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	90

別記様式（第5関係）

認知機能検査員講習修了証

所 属

氏 名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項に規定する認知機能に関する検査（同法第7条の3第3項で準用する場合を含む。）を実施するために必要な技能及び知識を習得するための講習を受講し、その課程を修了したものであることを証明する。

年 月 日

高知県公安委員会

